

経 済 産 業 省

20181102製局第4号

平成30年11月13日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年11月2日付け警察庁丙組組企発第289号、警察庁警備局長から平成30年11月2日付け警察庁丙備企発第298号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成30年11月2日付け外務省告示第337号により、国家公安委員会委員長が平成30年11月2日付け国家公安委員会告示第55号によりタリバーン関係者等のリストの改正(別表)を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法)第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

経 済 産 業 省

20181029製局第5号
平成30年11月13日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年10月29日付け警察庁丙組組企発第276号、警察庁警備局長から平成30年10月29日付け警察庁丙備企発第284号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」（平成30年10月29日付け国家公安委員会告示第54号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長されたところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行を徹底されたいというものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、貴会会員に対し、この度の指定の有効期間の延長を周知していただくとともに、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、国際テロリストとの一定の取引について国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願います。